

令和7年度監査支援及び現地事務局調査業務（その1）委託仕様書に係る質問回答について

No	項目	質問内容	回答内容
1	5 業務の内容 (1) アドバイザー業務	「監査法人等は質疑に対して文書で回答するとともに、毎月定例日を設けて対面（オンライン会議を含む。）でアドバイスを行うものとする。」とされています。 全てオンライン前提で定例日のアドバイスを実施することは可能でしょうか。	毎月定例日を設けて行うアドバイスについては、全てオンライン会議とすることも可能としています。
2	5 業務の内容 (2) 財政的援助団体等 監査に係る現地事務局調査支援業務 イ 事前協議	「事前調査に基づき、現地事務局調査のおおむね15日前までに事務局との協議を行う。」とありますが、この協議方法はオンラインを想定していると認識して宜しいでしょうか。	事前協議については、京都府監査委員事務局内で対面で実施若しくはオンライン会議で実施することを想定しています。 全ての事前協議をオンライン会議とすることも可能としています。 なお、「5（2）エ 事後協議」についても同様としています。
3	6 日程、履行場所及び 公認会計士の必要配置人数 (1) アドバイザー業務	アドバイザー業務として、必要配置人員を3人日（0.5人日×6回）とされていますが、この中には、貴事務局からの様式1による監査法人等への照会に対する文書回答に要する工数も含まれているという理解でよいでしょうか。	必要配置人数3人日（0.5人日×6回）には、様式1による監査法人等への照会に対する文書回答に要する工数を含んでいます。